

県北広域振興局長告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年5月29日

県北広域振興局長 南 敏 幸

通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0353280019	社団医療法人藤悠会	こずやサンプルク	二戸郡一戸町小鳥谷字野中21番地	平成30年4月30日